

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、農政新時代に必要な人材力の強化を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者へ町が予算の範囲内で農業次世代人材投資資金(以下「資金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資金の交付対象者)

第 2 条 資金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。ただし、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
 - ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。)第 19 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成 30 年法律第 68 号。以下「都市農地貸借法」という。)第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び基盤強化法第 14 条の 5 第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 前号に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(様式第 1 号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始したものをいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると町長に認められること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下本号において「通知」という。)の 2 の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。))。
- (7) 次に掲げる条件に該当していること。
 - ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
 - イ 実施要綱別記 3 に掲げる農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

- (8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は、施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると町長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、町長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第4条の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第16条の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。また、交付期間は最長5年間(経営開始後5年度目分まで)とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前項の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につき、それぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者(当該農業者が第1項の規定による交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、町長に申請しなければならない。ただし、青年等就農計画等を作成するに当たっては、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、第13条第1項のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第2条の要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知)(以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、青年等就農計画等(変更)承認通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、第13条第1項のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条第1項に規定する承認通知を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)は、青年等就農計画等を変更しようとするときは、変更した青年等就農計画等に必要な書類(当初計画に添付した書類のうち、変更が生じるもの)を添えて町長に提出し、変更の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の変更申請があった場合の承認手続について準用する。

(資金の申請)

第7条 承認を受けた者は、農業次世代人材投資資金交付申請書(様式第3号)により、町長に資金の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は令和2年4月以降の農業経営とする。

(資金の決定及び交付)

第8条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、申請内容について速やかに審査し、適当と認めた場合は、農業次世代人材投資資金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するとともに、資金を交付するものとする。

2 資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とする。ただし、町長が必要と認める場合は、1年分の資金を一括で交付することができる。

(交付中止の届出)

第9条 資金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、資金の受給を中止する場合は、中止届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付の中止)

第10条 町長は、交付決定者から前条の規定による中止届の提出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 農業経営を中止したとき。
- (3) 農業経営を休止したとき。
- (4) 第13条に規定する就農状況報告を行わなかったとき。
- (5) 第14条の規定による就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、次に掲げる事項に該当すると認められるとき。

ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小したとき。

イ 耕作すべき農地を遊休化したとき。

ウ 農作物を適切に生産していないとき。

エ 農業生産等の従事日数が年間150日かつ年間1,200時間未満であるとき。

オ 町長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。

カ アからオに掲げるもののほか、適切な農業経営を行っていないと町長が判断したとき。

(6) 実施要綱別記1第11の3に基づき国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しないとき。

(7) 第16条第2項第4号の中間評価によりB評価と判断されたとき。

(8) 第19条の経営発展支援金の交付を受けたとき。

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると町長が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、町長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

2 町長は、前項の規定により交付の中止を決定したときは、農業次世代人材投資資金中止決定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の休止届及び再開届)

第11条 交付決定者は、病気その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。ただし、休止期間は原則1年以内とする。

2 前項の休止届を提出した交付決定者は、就農を再開する場合は、経営再開届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

3 交付決定者(第3条第1項第1号に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く。)が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は、1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、経営再開届(様式第8号)と合わせて前項の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。ただし、第3条第1項第1号に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(交付の休止等)

第12条 町長は、交付決定者から前条第1項の規定による休止届の提出を受け、やむを得ないと認められた場合は、資金の交付を休止する。ただし、やむを得ないと認められない場合は、資金の交付を中止するものとする。

2 町長は、交付決定者から前条第2項の規定による経営再開届の提出を受け、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

(サポート体制の整備)

第13条 町長は、交付決定者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、愛媛県、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制（以下「サポートチーム」という。）を構築するものとする。また、町長は、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

2 町長は、当該サポート体制の中から、交付決定者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付決定者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。令和3年度以降に採択された交付決定者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付決定者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

3 交付決定者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる(1)及び(2)について、サポートチームは次に掲げる(3)から(5)までについて行うものとする。

(1) 第4条の青年等就農計画等作成への助言及び指導

(2) 第5条の審査への参加

(3) 第15条の就農状況の確認、助言及び指導

(4) 第16条の中間評価会の参加

(5) 第16条の中間評価の結果において、令和2年度以前に採択された交付決定者についてはB評価相当の者、令和3年度以降に採択された交付決定者についてはA評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対する重点指導の実施

(就農状況報告等)

第14条 交付決定者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6月間の就農状況報告（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、交付期間終了後5年間（同条第4項により就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近の6月間の作業日誌（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地又は電話番号等を変更した場合、変更後1月以内に住所等変更届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

4 交付決定者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1月以内に交付主体に就農中断届（様式第13号）を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、就農再開届（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

5 交付決定者は、交付期間終了後5年間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1月以内に離農届（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(就農状況報告の確認)

第15条 町長は、前条の規定による就農状況報告を受けたときは、サポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（様式第15号）により、交付決定者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

3 町長は、第1項及び前項の確認に加え、サポートチームと協力して交付決定者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、次に掲げる事項について、就農状況チェックリスト（様式第15号）を用いて、交付決定者の経営状況と課題を交付決定者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 交付決定者への面談により、次に掲げる事項について確認する。

ア 営農に対する取組状況

イ 栽培・経営管理状況

ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

エ 労働環境等に対する取組状況

(2) ほ場を確認し、次に掲げる事項について確認する。

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物等を適切に生産していること。

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア 作業日誌

イ 帳簿

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地貸借法第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所)のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

4 町長は、交付決定者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、町長は、就農中断届の提出のあった交付決定者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(中間評価)

第16条 町長は、交付決定者の交付期間3年目が終了した時点で、当該交付決定者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付決定者及びサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を次に掲げる方法により実施する。

(1) サポートチーム等の関係機関、指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

(2) 評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、評価基準を基に、評価区分のうち該当する区分に決定する。

(3) 評価区分のうちAに該当する者は次のいずれかに該当する者とする。

ア 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標(以下「農業所得目標」という。)の概ね2分の1を達成する者

イ アの基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると町が認める者

(ア) 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標の概ね2分の1を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、収支計画(様式第1号別添1)における経営開始5年目の農業収入目標(以下「農業収入目標」という。)の概ね2分の1に達している者

(イ) 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者

(4) 評価区分は、原則として、A(順調)、B(順調ではない)の2段階とする。

(5) 評価結果がA評価の交付決定者については、引き続き交付を継続する。なお、評価がA評価の交付決定者のうち希望する者については、審査を実施した上で第17条の経営発展支援金を交付する。また、A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。B評価の者については、資金の交付を中止する。

(資金の返還)

第17条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合で、病気、災害等やむを得ない事情があると町長が認めた場合は、返還を免除することができる。

(1) 第10条第1項第1号から第6号に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は、資金の全額を返還する。

(3) 交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第14条第4項の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第16条の中間評価によりB評価とされた者を除く。

(返還免除)

第18条 交付決定者は、前条ただし書の規定により、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する返還免除申請書の提出があった場合は、速やかに申請内容について審査し、資金返還免除申請審査結果通知書(様式第 17 号)により、交付対象者に通知するものとする。

(経営発展支援金)

第 19 条 町長は次代を担う農業者となることを志向する者の更なる経営発展を支援するため、第 16 条の中間評価において A 評価相当とされた者のうち、希望する者に経営発展支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

- 2 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書(様式第 1 号別添 9 (以下「支援金交付申請書」という。))を町長に提出しなければならない。ただし、支援金交付申請書の提出は、資金の交付 4 年目の交付対象期間に行うこととする。
- 3 町長は、前項により提出された支援金交付申請書の内容を審査し、資金の交付を受けた者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を通知するとともに、支援金を交付する。
- 4 支援金の承認通知を受けた者が、承認された内容を変更する場合は、変更した支援金交付申請書を町長に提出しなければならない。
- 5 町長は、前項により支援金交付申請書が提出された場合は、第 3 項に準じて承認する。
- 6 支援金の交付を受けた者は、承認された内容を実施し、事業完了(取組終了)後 1 か月以内又は当該事業年度の 3 月末日までに経営発展支援金実績報告書(様式第 1 号別添 9 (以下「支援金実績報告書」という。))を提出し、承認を得なければならない。
- 7 町長は、前項の規定により提出された支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。
- 8 支援金の交付額は、第 3 項で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額(以下「対象経費」という。)とし、150 万円以内の額とする。ただし、支援金の対象経費は、第 3 項で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって使途及び金額が確認できるものに限る。
- 9 期間のある取組を実施する場合の支援対象期間は第 3 項の承認を受けた日から最長 1 年間とする。
- 10 取組を実施できる時期が限定されるものについては、翌年度に取り組むことも可能とする。この場合、町長は、年度内に一度支援金実績報告書により精算を行い、支援金の交付を受けた者は翌年度に再度、支援金の交付申請を行うものとする。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、資金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 4 月 15 日砥部町告示第 63 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成 26 年 2 月 6 日から適用する。
- (経過措置)
- 2 この告示の適用日前に改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第 2 条第 7 号の規定の適用については、改正後の要綱を適用する。

附 則(平成 26 年 6 月 2 日砥部町告示第 97 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 1 月 21 日砥部町告示第 12 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成 26 年 9 月 30 日から適用する。
- (経過措置)
- 2 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日砥部町告示第 25 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成 27 年 2 月 3 日から適用する。
- 2 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に第 3 条第 1

項第1号に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要綱の適用を受けるものとする。

- 3 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業を実施する場合は、第7条第2項の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

(経過措置)

- 4 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月1日砥部町告示第125号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第10条第1項第6号の規定は、改正後の同要綱を適用するものとする。

附 則(平成28年6月1日砥部町告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月31日砥部町告示第142号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町青年就農給付金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日砥部町告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成29年8月29日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月20日砥部町告示第92号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の様式第3号、様式第10号、様式第11号の改正部分については改正後を適用するものとする。

附 則(平成30年11月1日砥部町告示第142号)

この告示は、公表の日から施行し、平成30年10月9日から適用する。

附 則(令和元年7月8日砥部町告示第126号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、第10条第1項第5号、第15条第1項及び第15条第2項の規定については、改正後の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱を適用するものとする。

附 則(令和2年7月8日砥部町告示第146号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第2条第2号ア、第3条第1項、第14条第2号、第15条第2項第3号ウ、第19条、様式第1号の別添9、様式第3号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号及び様式第16号の改正部分については、改正後の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱を適用するものとする。

附 則(令和3年5月6日砥部町告示第101号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第2条第2号ア及び第6号、第11条第1項及び第3項、第15条、第13条第2項及び第3項、様式第1号から第17号まで並びに改正前の第2条第8号については、この限りでない。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

砥部町長 様

住 所
[申請者]
氏 名
(生年月日 年 月 日 : 歳)

農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。
なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(※保証人の署名を添えて※2)誓約します。

1 メールアドレス

2 農業を始めようと思った理由

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間(経営開始型)

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験(準備型交付期間)

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	☐ 加入している又は加入予定 (月) ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない

農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受けたことがある ☐ 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得※1	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
※町記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無) 【所見】	

7 保証人※2

住 所 氏 名
住 所 氏 名

添付書類

別添 1 : 収支計画

別添 2 : 履歴書

別添 3 : 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内であることを証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど))

別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 7 : 通帳の写し

別添 8 : 個人情報の取扱い

別添 9 : 経営発展支援金交付申請(実績報告)書(支援金の申請書を認められた場合)

別添 10 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 11 : 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

別添 12 : 経営開始 4 年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始 3 年目の所得、収支を確認できる書類(決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等)

※ 1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

※ 2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は、記入不要。

収 支 計 画

*既に農業経営している場合は実績を記載

			経営開始				
			1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	5年目 (年 月～ 年 月)
農 業 収 入	作目	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	作目	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	作目	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
農業次世代人材投資資金 (円)※							
収入計(円)① (資金を除く)							

		経営開始				
		1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	5年目 (年 月～ 年 月)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円)②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計(円)①－②					
-----------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名		年 月 日			

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

経営発展支援金交付申請(実績報告)書

年 月 日

砥部町長 様

住 所
[申請者]
氏 名
(生年月日 年 月 日 : 歳)

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 19 条第 2 項 (1) の規定により、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請 (2) します。
下線部 (1) は、実績報告の場合は、第 19 条第 6 項とする。
(2) は、実績報告の場合は、「実績を報告」とする。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

2 経費の配分(実績)

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額(実績額)が確認できる見積書※1、納品書※2、領収書※2等
※1 は申請時、※2 は実績報告時

青年等就農計画等(変更)承認通知書

記号番号
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けで提出のありました青年等就農計画等について、(変更)承認したので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 5 条第 1 項(第 6 条第 2 項)の規定により通知します。

農業次世代人材投資資金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

氏 名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第1項の規定により、農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得※ ¹ 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額※ ² を記載	(ア)		円
今年の交付金額※ ^{3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
※3 1円未満は切り捨てとする。
※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所		出張所		
	金融機関コード						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号		
	郵便局	記号	(当座)番号				
口座名義人		(ふりがな) 氏 名					

添付書類
・税務署等の収受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

農業次世代人材投資資金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

氏 名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第1項の規定により、農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 (※2)を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業による助成(農業法人等として)、経営継承 ・発展支援事業による助成		☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額
※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所		出張所	
	金 融 機 関 コ ー ド					
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金	口座番号		
	郵便局	記号		(当座)番号		
口座名義人		(ふりがな) 氏 名				

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

農業次世代人材投資資金交付決定通知書

記号番号
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けで交付申請のありました農業次世代人材投資資金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 資金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。

中 止 届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 9 条の規定により、中止届を提出します。

中 止 日	年 月 日
中止理由	

農業次世代人材投資資金中止決定通知書

記号番号
年 月 日

様

砥部町長



農業次世代人材投資資金について、下記理由により交付の中止を決定しましたので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

(交付中止の理由)

休 止 届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、休止届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

- 添付書類
- ・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合)
 - ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

経 営 再 開 届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、経営再開届を提出します。

休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

就農状況報告

経営開始 年目・交付開始 年目(～ 月分)

砥部町長 様

年 月 日

氏名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、就農状況報告を提出します。

1 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等			
合計					
農業経営の 構成(交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間の 農業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※ 1 日の農業従事時間を 8 時間で換算

2 経営規模の報告

経営耕地	区 分		面積(a)
	所有地		
	借入地		
	内訳 (平成 30 年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から	
		第三者から	

特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績(作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地(申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

3 前年の総所得(資金を除く) *1

	万円
--	----

※令和2年度までに承認された交付対象者が記入

4 前年の世帯全体の所得(資金含む)

※令和3年度以降に承認された交付対象者のみ記入

万円	
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
※町記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無) 【所見】	

5 農業経営基盤強化準備金(※)(どちらかにチェックする。)

☐	積み立てている
☐	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域のサポート体制について

	経営・技術専属担当者	営農資金専属担当者	農地専属担当者
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会(※)への参加について(どちらかにチェックする。)

※実施要綱別記1の第7の2の(13)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

☐	参加した
☐	参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について
(どちらかにチェックする。)

☐	加入している
☐	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業 共済等の名称	
--------------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに様式第1号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

※交付が終了した後は、「経営開始 年目・交付開始 年目(～ 月分)」中「交付開始」を「交付終了後」とする。

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)
- 2 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)*₂
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。)*親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。
- 5 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合)*₂
- 6 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し
- 7 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付(令和3年度以降に承認された交付対象者のみ該当)

*1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)

*2 経営開始型の交付期間のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

決算書(令和 年)

			計画 年目 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農業収入	〇〇(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金(円)					
収入計(円) ①(資金を除く)					

		計画 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農業経営費(円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計(円) ②				
【参考】設備投資(内容、金額)				
農業所得計(円) ③ = ①－②				
農外所得(円) ④		総所得(円) ③＋④		

決算書

(経営開始 年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 収入	〇〇(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金(円)					
収入計(円) ①(資金を除く)					
収入計(円) ②(資金を含む)					

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計(円) ③				
【参考】設備投資(内容、金額)				
農業所得計(円) ④ = ①－③				
農外所得(円)⑤		総所得(資金含む)(円) ②－③＋⑤		

※計画欄には、様式第 1 号の別添 1 の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

作業日誌
交付終了後 年目(～ 月分)

年 月 日

砥部町長 様

氏名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第14条第2項の規定により、作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類(変更がある場合のみ添付する。)
- ・経営発展支援金により 50 万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し(別添)

※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

別添

財産管理台帳

氏名

	事業実施年度		令和 年度			農林水産省所管補助金名：		農業次世代人材等事業(経営発展支援金事業)									
事業 区分	事業の内容					工期(取得時期)		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取得 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

離 農 届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

農業経営を中止し、離農しますので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、離農届を提出します。

下線部は、資金の交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- 独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類
- ・ 廃業届
 - ・ 経営資産の売却の証明書
 - ・ 生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

住所等変更届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第14条第3項の規定により、住所変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他()
変更後	氏名 住所 電話番号 その他()

添付書類

- ・変更後の住所を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

就農中断届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 14 条第 4 項の規定により、就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就農再開届

年 月 日

砥部町長 様

氏名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第14条第4項の規定により、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所：

確認対象者氏名：

農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付の有無： 有 ・ 無

確認者所属・氏名：

確認日： 年 月 日

1 交付対象者への面談用(これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある・意欲がある・意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している・収集している・収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している・聞き入れるが実践していない・聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している・たまに参加・協力している ・参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている・概ね習得できている・習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている・作業が遅れない程度に管理できている・管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている・意見を聞きながら進めている・自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる・取り組むよう努力している・取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している・概ね把握している・把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる・把握し改善策を検討している・把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名：]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名：]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名：]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名：]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上を得られていない
[作物(畜種)名：]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上を得られていない
[作物(畜種)名：]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上を得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a ほ場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている・概ね整備できている・整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・概ね取り組んでいる・取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・概ね取り組んでいる・取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託計画書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

返還免除申請書

年 月 日

砥部町長 様

氏名

砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、返還免除申請書を提出します。

返 還 免 除 を 申 請 す る 理 由	
-----------------------------	--

農業次世代人材投資資金返還免除申請審査結果通知書

記号番号
年 月 日

様

砥部町長 印

年 月 日付けで申請のありました砥部町農業次世代人材投資資金の返還免除申請については、下記のとおり決定しましたので、砥部町農業次世代人材投資資金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

記

資金の返還を

- 1 免除する。
- 2 免除しない。
(理由)